

報 道 発 表 資 料
平成 26 年 6 月 25 日
気 象 庁

噴火警報で防災対応を促す用語の運用を開始します

気象庁では、噴火警戒レベルを運用中の 30 火山において、警報文に避難などの具体的な防災対応を促す用語(別紙参照)の記載を平成 26 年 3 月 26 日から、下記の 23 火山で運用開始しました。残る 7 火山のうち、これまでに下記 5 火山で準備が整ったことから、7 月 2 日よりその運用を開始することにしましたので、お知らせいたします。

記

・平成 26 年 3 月 26 日から運用を開始した火山

雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、御嶽山、富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

・平成 26 年 7 月 2 日から運用を開始予定の火山

吾妻山、安達太良山、磐梯山、箱根山、伊豆東部火山群

【本件に関する問合せ先】

気象庁地震火山部火山課

電話 03-3212-8341 内線 4574、4526

噴火警報に記載する避難などの防災対応を促す用語について

噴火警戒レベルを運用中であって、地元の火山防災協議会等において用語の記載につき合意が得られた火山において、以下のように記載します。

○防災対応を促す用語（下線部）が追記された警報文の例

（１）居住地域で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。

県：〇〇市

（２）火口周辺で警戒が必要な場合の例

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

県：〇〇市

（３）警報解除、または警戒が必要な範囲から外れた場合の例

以下の市町村では、入山規制などの特段の警戒が必要なくなりました。

県：〇〇市

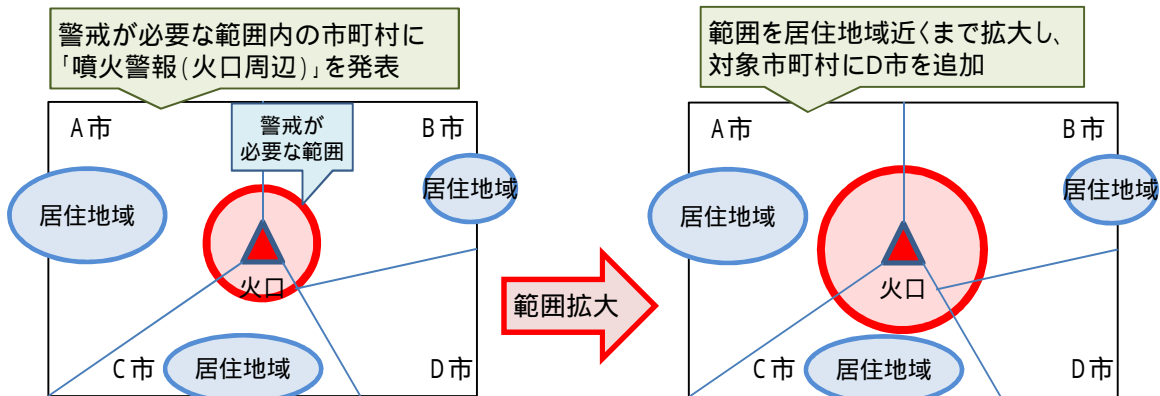
なお、用語の記載につき合意が得られるまでの間は、現在運用中の下線部の用語が追記されない書式で発表します。

改善された噴火警報のイメージ

別紙

気象庁では、市町村ごとに必要な警戒の程度が異なることが分かるように、また、警戒が必要な範囲から外れた市町村を明示するよう、噴火警報の改善を行いました(平成25年3月運用開始)。

加えて、噴火警戒レベルを運用している火山であって、地元の火山防災協議会等で合意が得られた火山において、避難などの具体的な防災対応を促す用語(下図の下線部)の記載を平成26年3月26日から運用開始しました。



噴火警戒レベル2、噴火警報(火口周辺)

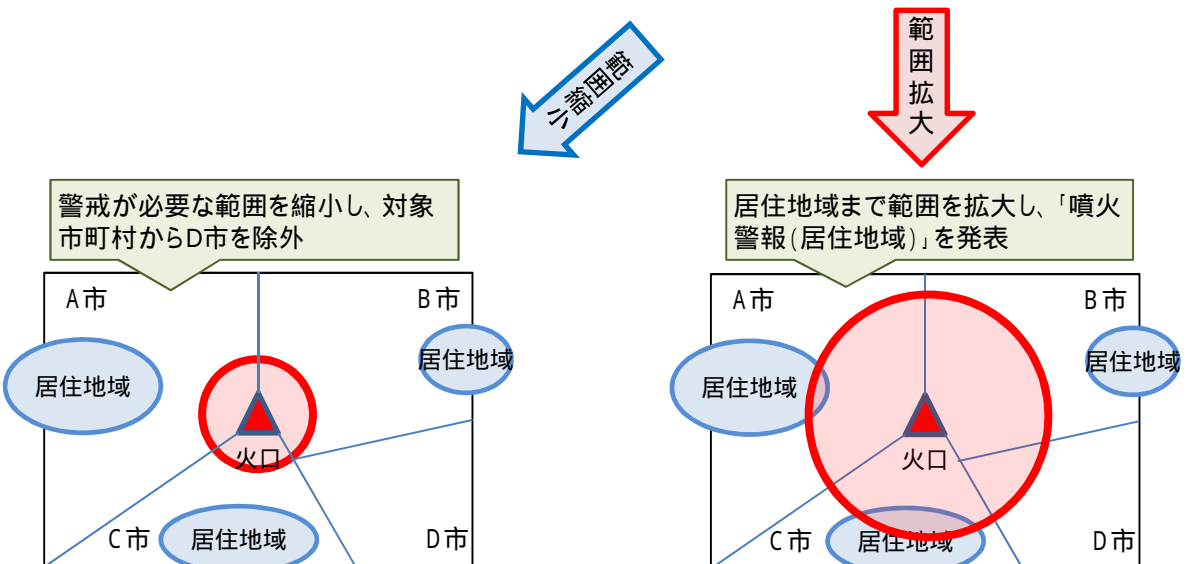
以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市

噴火警戒レベル3、噴火警報(火口周辺)

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市、D市



噴火警戒レベル2、噴火警報(火口周辺)

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:A市、B市、C市

以下の市町村では、入山規制などの特段の警戒がなくなりました。

〇〇県:D市

噴火警戒レベル5、噴火警報(居住地域)

以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。

〇〇県:A市、C市

以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。

〇〇県:B市、D市